

中世における『正法眼蔵』の書写・伝播に関する諸問題（一）

——六十巻本・二十八巻本について——

秋 津 秀 彰

一、問題の所在と本稿の目的

本稿では、中世における『正法眼蔵』の伝播の動向について、現存する写本を中心として今一度整理を行う。

道元禪師（一一〇〇～一一五三）によって撰述された仮字（仮名）『正法眼蔵』は、自身の手によって六十巻本及び七十五巻本・十二巻本という編輯体系にまとめられ、その基礎としての編次・排列が定められた。道元禪師遷化後、その意向に沿う形で、懷契（一一九八～一二八〇）を中心に残された『正法眼蔵』の謄写が進められ、遅くとも義雲（一二五三～一三三三）の頃までには、先に挙げた三つの編輯体系が現存する形に整理されたものと考えられる。

そして中世における『正法眼蔵』による宗旨の参究は、詮慧・経豪らによる『正法眼蔵聞書抄』、また義雲の『正法眼蔵品目頌』の撰述が挙げられる程度で、ほとんど行われるこ

とは無かった。しかし、主に六十巻本・七十五巻本『正法眼蔵』の書写は行われており、それらが様々な形で各地に伝播していった。またその過程で、二十八巻本・八十四巻本等の様々な編輯体系が成立した。

そして近世においては、その初期に、古規復古・宗統復古運動を契機として、大乘寺（石川県金沢市）二十七世卍山道白（一六三六～一七一五）による卍山本八十九巻、永平寺（福井県吉田郡永平寺町）三十五世版憍晃全（一六二四～一六九三）による晃全本九十六巻の結集・編輯が行われ、晃全没後、「陞座」巻を除いた九十五巻が「正法眼蔵之大全」¹であると認識されるに至った。この九十五巻本を土台に、『正法眼蔵』を通じた宗旨の参究が行われ、「江戸宗学」が成立することとなった。その過程で、六十巻本・七十五巻本の位置づけを巡る『正法眼蔵』編輯論争が行われ、さらにこれらの流れを一応集約する存在として、本山版『正法眼蔵』が編輯されることとなった。²

このような、中世における『正法眼蔵』の書写及び伝播について、最もまとまった論考としては、廣瀬良弘氏の『永平寺史』第四章(大本山永平寺、一九八二年九月)・『禅宗地方展開史の研究』第三章(吉川弘文館、一九八八年十二月)、及び河村孝道氏の『正法眼蔵の成立史的研究』後篇第一章・第二章(春秋社、一九八七年二月。以下、『河村書』)が挙げられる。しかし、これら先行研究の論述から三〇年が経過し、その間に『永平正法眼蔵蒐書大成』(以下、『大成』)の続輯全十巻が刊行され(大修館書店、一九七四〜一九八二年、続輯一九八九〜二〇〇〇年)、また曹洞宗文化財調査委員会等による史料調査によって、いくつかの新史料も発見・紹介された。このような状況を踏まえて、先行研究に基づきながら再度検討を行った所、補足・訂正しておく必要があると思われる部分を確認された。そのため、本稿の目的は、現在明らかになっている基礎事項を改めて整理し、その作業を通じて、今後明らかにしていくべき諸問題を確認することとする。そのため、特に既紹介の史料を取り扱う場合について、先行研究と重複する、あるいは周知の内容を繰り返す箇所も多分に存在するが、ご了承頂きたい。

また紙幅の都合上、本稿では六十巻本・二十八巻本について述べ、七十五巻本・十二巻本及び真字本等のその他については次稿に譲りたい。また、真字本を除くこれら諸本の排列

については、本稿末の「**表**」主要『正法眼蔵』諸本巻目列表」を参照されたい。

二、六十巻本・二十八巻本『正法眼蔵』

六十巻本については、その編者や編輯意図、編輯時期、あるいは他の編輯体系との関係など、多くの問題がある。そしてこれらを如何に理解するかによって、六十巻本の編輯理由や『正法眼蔵』編輯史上の位置づけが明確になると思われる。このような、六十巻本に関する諸説については、角田泰隆氏が自身の説も含めて整理しており、先行研究に対する筆者の見解も以前示したので、本稿においての記述は省略し、ここでは、前稿の時点では今後の課題とした問題について、若干補足しておきたい。

近年、『金網集』「禅見聞」に、『正法眼蔵』に関する記載があることが指摘された。本書の著者については諸説あり、筆者は身延山久遠寺(山梨県南巨摩郡身延町)二世日向(一二五三〜一三二四)説、同三世日進(一二五九〜一三三四)説を確認している^⑤。そして、『正法眼蔵』の記事は以下の通りである。

禅二流者 一 臨齋^(臨濟カ) 二 糟頭^(曹洞カ)

仏法房渡唐之時、值如静禅師相伝之也 臨齋糟頭二ヶト

出スハ是也

臨齋ニハ糟頭ヲ咲（笑）、糟頭ニハ誘ニス臨齋ヲ、臨齋ニハ一千七百之公案ヲ宗トス、糟頭録ニ被レ繫ト咲也、糟頭宗ニハ正法眼蔵トテ六十卷ノ録ヲ読字ス、此糟頭之弟子ニ頭（サシマツカガ）（曹山洞山カ）竿ト云者アリ糟竿頭竿ト云是也、凡禪宗ニハ仏ヲ觀スルヲハ仏見ト簡ヒ、此道理ヲ以テ法ヲ明メテ得レテハ意法見ト簡也、仏見法見ハ二ノ鉄田山ノ如シト云（『日蓮宗宗学全書』十四、日蓮宗宗学全書刊行会、一九二二年六月、三一〇～三一頁）

木村清孝氏が指摘するように、「仏法房」は如浄に嗣法したという主旨の記事は、明らかに道元禪師のことを指しており、しかもその事実関係を正確に示している。⁶道元禪師に対する「仏法房」の呼称は、既に指摘されている、無住道暁（一二二七～一三二二）『雑談集』八や光宗（一二七六～一三五〇）『溪嵐拾葉集』二にも見られ、この部分の記載は後の加筆ではなく、当初よりの記載であつたことが推定される。そして臨済宗と曹洞宗は互いに互いをあざ笑い、誹謗する関係にあることが述べられている。

ここで注意すべきは、特に曹洞宗が臨済宗を攻撃している、という記述の根拠を六十巻本『正法眼蔵』に求めているかどうかである。つまり、七十五巻本と比較した場合の現存する六十巻本の特徴として、他宗派、特に臨済宗の祖師に対する

批判が含まれる巻が含まれていなかったり、本文を部分的に削除している箇所があつたりすることが、必ずしもそれだけの理由では説明しきれない部分はあるものの、そのような指摘がなされており、相対的に、現存する六十巻本からは臨済宗批判の内容を導き出しにくいと考えられるためである。

前稿においては、現存する六十巻本は、本稿で論じる通り、建治元年（一二七五）から弘安二年（一二七九）頃、及び正応四年（一二九一）から嘉暦二年（一三二七）にかけて書写された本が元となつていことから、著者の生没年や書籍の伝播速度から推定するに、『金綱集』の撰述にあつて参照された六十巻本『正法眼蔵』は、現存する六十巻本ではないと推定されるため、六十巻本が七十五巻本に先行する編輯体系である可能性を補強することとなることを指摘するに留めた。さらに今回新たに示した疑問点を考慮すると、曹洞宗が臨済宗を批判しているということを『正法眼蔵』に求めるとすれば、『金綱集』撰述に当たつて参照された六十巻本は、他宗派に対する批判が多数含まれていたものと思われる。それはつまり、現存する六十巻本とは収録巻が異なっている六十巻本が存在した可能性を示している。

その上で推定するならば、臨済宗が曹洞宗を批判しているということは、『正法眼蔵』における所説に対して、臨済宗側からも反論があつたであろうという考えがあつての記載、

あるいは日本における対立を指しているのではなく、中国における論争を指しているのではないか。古瀬珠水氏は、『金綱集』撰述当時の状況から考えるに、この記事は後代の加筆なのではないかとしているが、日向や日進が『正法眼蔵』に基づきながらこのような記事を書いている可能性も想定され、『金綱集』の参照した『正法眼蔵』の実態については今後の課題となる。

(1) 永平寺・宝慶寺における書写とその伝播

これを受けつつ、中世において、六十巻本を重視した永平寺及びその周辺における動向について見ていきたい。永平寺において六十巻本が重視されるようになったのは、正和元年(一二二二)に宝慶寺(福井県大野市)二世義雲が、永平寺に五世として晋住したことで、それ以降、永平寺住持が寂円派から輩出されるようになったことが大きく影響している。

義雲は、宝慶寺晋住前の弘安二年(一二七九)に「虚空」・「安居」・「帰依仏法僧宝」巻を書写しており、懐契・寛海らと共に、現存する六十巻本の書写に携わっている。また、正応四年(一二九一)には、「海印三昧」・「観音」・「古鏡」巻が書写され、永仁六年(一二九八)には正応本「海印三昧」巻が再写されている。さらに、宝慶寺住持中の嘉元二年(一三〇四)に「安居」・「帰依仏法僧宝」巻が、翌年に「法華転法

華」巻が宝慶寺において書写されているが、これらも義雲の指示によるものであろう。義雲の永平寺晋住後の嘉暦二年には、永平寺において「現成公案」巻が書写されている。そして、嘉暦四年に、『正法眼蔵序』と、六十巻本に対する『正法眼蔵品目頌』を撰述する。

これらの識語の出典について、順に確認していく。まず、正応四年・永仁六年・嘉暦二年の識語は、妙昌寺本(愛知県豊田市、『大成』七所収)に見られるものである。妙昌寺本は、泉福寺塔頭普門院(大分県国東市)に所蔵されていた六十巻本を、妙昌寺十八世智外鉄忍(？〜一七八九)が、寛延三年(一七五〇)に泉福寺三三九世として輪住した際に、同行した妙昌寺二十世礎外格中(？〜一七九八)・同二十一世大忍可円(？〜一七九八)らに命じて、寛延三〇四年にかけて再写させ、後に妙昌寺に施入したものである。鉄忍は、同時に泉福寺本『正法眼蔵聞書抄』も書写させ、一冊は妙昌寺に施入され、一冊は泉福寺に副本として所蔵され、後に總持寺(神奈川県横浜浜市)に献納され、現在に至っている。さらに可円は、泉福寺塔頭永照寺(大分県国東市)五世として、森福寺本(鳥取県鳥取市、『大成』続輯十所収)の書写にも関わっている。妙昌寺本に見られる識語から、延慶元年(一三〇八)に注釈完了した『聞書抄』との直接の関係は見出し難いが、この六十巻本が普門院に到るまでの経緯や、『聞書

抄』中に見られる六十巻本の巻数を示す注記（『大成』十三・二〇一頁等）など、多くの問題を残している。

嘉元二年の識語は、妙心寺塔頭靈雲院本（京都府京都市、『大成』続輯三・一八五頁、二〇三頁）・建仁寺塔頭両足院本（京都府京都市、京科大学文学部国語学国文学研究室編『正法眼蔵』、臨川書店、二〇〇六年七月、八一―九頁、九〇―八頁）に見られるものである。これら二本には、弘安二年の識語と、例えば「出家功德」巻に「于時応仁二年子戌六月、於越前国吉田郡志比庄多福庵書写之 栄能」（靈雲院本一九二頁、両足院本八五八頁）とあるように、応仁二年（一四六八）に多福庵（福井県吉田郡永平寺町、開山懷奘）にて栄能（伝未詳）が書写した旨の識語も確認できる。このことから、現在の形に到るまでに、義雲書写本が宝慶寺にて書写され、それを多福庵にてさらに書写されたという伝来を経た本が元となっていることが分かる。

嘉元三年の識語は、太谷梵清（一三七八―一四三九頃）の書写した、所謂梵清本八十四巻の写本（丹嶺本、『大成』続輯五・三八三頁）に見られるものである。靈雲院本・両足院本の識語と梵清本の識語には出入りが見られるため、断定は出来ないが、近い時期に同一場所で書写されたという経緯が部分的に共通することから、両者は近い系統の六十巻本である可能性があり、梵清本の底本についての研究は、両者の関

連性を意識した上で行われるべきであろう。

梵清本では、六十巻本系にのみ収録されている巻を「別輯」として組み込んでいるが、それに当たっては、八十三巻本等を通じて間接的に収録したのではなく、恐らく全巻揃いの六十巻本を直接参照の上、改めて編入したと考えられる。その理由として、「別輯」の各巻に付されている列次番号が六十巻本のものであること、「本輯」は片仮名書であるのに対し、「別輯」には平仮名（変体仮名）で書写されている巻があること、さらには「本輯」に編入されている七十五巻本系「発菩提心」巻に対して、「異本作発無上心」（丹嶺本、『大成』続輯五・三二六頁）という校異を付した上で、改めて六十巻本系「発菩提心」巻を編入していることなどが挙げられる。

そのため、梵清が仏陀寺（石川県能美市仏大寺町、現廃寺）にて書写を行った応永二十六年（一四一九）以前に、永平寺・宝慶寺以外に六十巻本が伝播していたのである。梵清が六十巻本を入手した経緯については、今後の課題の一つである。なお、梵清本の歴史的意義等については、次稿において言及したい。

続いて、永平寺における動向を見ていきたい。現在永平寺には、六十巻本の端本が五本所蔵されている。書写地未詳ながらも、嘉元二年に「仏性」巻が、義雲晋住後の文保

二年(一三二八)に、永平寺において「空華」巻が書写され、また年時未詳ながらも「身心学道」・「溪声山色」・「遍参」巻が書写されている(全て『大成』四及び『永平寺史料全書』禅籍編〈以下、『禅籍編』〉一、大本山永平寺、二〇〇二年四月所収)。

その後、永平寺九世宋吾(一三四三〜一四〇六頃)が、六十卷本全巻を、庚暦三年(永徳元年、一三八一)から翌年にかけて、及び嘉慶三年(康応元年、一三八九)にかけて書写している。「宋吾本」と通称されるこの六十卷本は、江戸時代以降、六十卷本系の写本系統の代表格として位置づけられている。宋吾自筆本は現存していないが、その識語を残す写本によって、その姿を知ることができる。

宋吾本は、まず善皓によって応永七年から二十一年(一四〇〇〜一四一四)にかけて書写された。善皓書写本そのものは現存していないが、晃全本に見られる善皓の識語、また晃全の識語に「古来より当寺の文庫におさまりたりける、やまとかなの六十巻」(本鼎書写本「如来全身」巻識語、団野弘之『正法眼蔵写本の書誌学的研究』、一九九九年一月、一〇四三頁)とあることから、晃全本に編入されたことが確認できる。善皓書写本は、晃全本の底本の一つとして、八十三巻本と共に、その編輯において重要な役割を果たすこととなった。¹⁰⁾

宋吾本を書写した最重要人物は、永平寺十五世光周(一四三四〜一五一二以降)で、文明十一年(一四七九)から翌年にかけて六十卷本の書写を行っており、これが後述する洞雲寺本の底本となった。光周は、文亀二年(一五〇二)、道元禅師二五〇回大遠忌の年に『知事清規』の書写も行っており、さらに筆者は不明ながら、同年に『典座教訓』も書写されている(共に永平寺蔵、『禅籍編』一所収)。これらの清規は、乾坤院(愛知県知多郡東浦町)二世逆翁宗順(一四三三〜一四八八)が、文明七年七月二日に一雲斎(静岡県磐田市)において書写した『三替清規』、永平寺十七世以貫(一四七一〜?)が、天文十一年(二五四二)に書写した『衆寮清規』・『対大己五夏闍梨法』と並んで、寛文七年(一六六七)に、永平寺三十世光紹智堂(一六一〇〜一六七〇)が開版した『永平元禅師清規(永平大清規)』以前の形を残す史料として重要である。

時代が前後し、やや本論とは外れるが、中世における典籍の伝播という点から述べておくと、永平寺六世曇希(?〜一三六三)は、曹洞宗において初めて典籍の開版事業を行った。延文二年(一三五七)に、宝慶寺において、宝慶寺檀越藤原知冬の支援により、『義雲和尚語録』・『学道用心集』を、延文三年に『永平元禅師語録(永平略録)』をそれぞれ開版している。中世曹洞宗において開版された典籍として、日向長

善寺版（『碧巖録』・『聚分韻略』・能登總持寺版（『碧巖録』）が現存しているほか、宏智派の東明慧日（一二七二～一三四〇）・別源円旨（一二九四～一三六四）らの語録がある。また五山版においては、『大智禪師偈頌』が曹洞宗典籍として唯一開版されている（石川武美記念図書館成篋堂文庫蔵）。

（2）永平寺外における書写―通幻・石屋下による展開―

以上の流れを受けて、永平寺外に六十巻本がどのように伝来し、どのような展開を見せたのかについて見ていきたい。そしてその書写は、主に石屋真梁（一三四五～一四二三）下の人物によって行われた。

石屋の法嗣の覚隠永本（一三八〇～一四五四）は、永享五年（一四三三）から翌年にかけて、通幻寂霊（一三二一～一三九一）を開山とする永沢寺（兵庫県三田市）において、六十巻本（宋吾本）を書写している。これらは、瑠璃光寺本（山口県山口市、『大成』五所収）に、例えば「観音」巻末に「永徳二年夏安居日、焼香礼拝奉書写之 宋吾」、「永享五年臘月二日、於撰之永沢寺書写之 永本」（『大成』五・五五八頁）とそれぞれ記されていることから確認できる。

永沢寺、あるいは永本の下に、どのような経路で六十巻本が至り、書写されることとなったのかは不明である。『通幻喪記』にある、永沢寺に寄進した「一正法眼蔵黒漆箱入 全部」

（『続曹洞宗全書』清規・二九頁）は、永本が書写したのが宋吾本である以上、通幻の示寂年を勘案すると、関係は見出しにくい。永本・梵清による六十巻本系の書写から、この頃には、永平寺外の各所に、様々な系統の六十巻本が徐々に流布し始めたことを示している。

永本の識語が見られる瑠璃光寺本は、元賀・昌閻・祖噩等が、延徳二年（一四九〇）から翌年にかけて、石屋下の竹居正猷（一三八〇～一四六一）を開山とする龍文寺（山口県周南市）において書写を行ったものである。これは、龍文寺での書写の後、金岡書写本と共に洞雲寺（後出）に所蔵されていたが、享祿二年（一五二九）に瑠璃光寺に寄贈され、現在に至っている。

瑠璃光寺本は、六十巻本を先に置き、それに続いて七十五巻本から、六十巻本には含まれていない巻を加えた八十三巻本であることが最大の特徴である。六十巻本部分の「行持」巻を上下それぞれで一卷として数え、また七十五巻本部分には「春秋」巻及び「嗣書」巻を収録しないため八十三巻となる。梵清本に先立つ編輯体系としての、七十五巻本を主とする八十三巻とは異なるもので、本書のみで一系統を構成する重要書である。さらに「仏性」巻については、六十巻本部分を「仏性上」とした上で、「仏性下」として龍樹段を合わせなどの校訂も行われている。

瑠璃光寺本の七十五巻本部分について見てみると、「密語」巻末に「于時永享^(四三〇)二年二月廿一日、越中州高瀬庄北市村於大林寺書之」(『大成』五・八〇〇頁)とあり、また「出家」巻末に通源の識語も確認され(『大成』五・八六三頁)、本書に編入された七十五巻は通源本・大林寺本(富山県南砺市、現廃寺)の系統であることが知られる。大林寺における書写から六十年で中国地方まで伝来したのであり、その経路は今後の課題となる。また、通源・大林寺については次稿で言及する。

瑠璃光寺本に続いて書写され、単独の六十巻本として最古の写本は、金岡用兼(一四三六―一五一四)^(一)、丈六寺(徳島県徳島市)開山)書写本である。金岡及び法嗣の月殿昌桂(？―一五三四、丈六寺二世)は、永正七年(一五一〇)に、阿波桂林寺(徳島県小松島市、現在高野山真言宗)において光周書写本を書写している。現在本書は、金岡が実質的開山である洞雲寺(広島県廿日市市、開山為宗伸心(？―一五〇五))に所蔵されている。

金岡が、どのようにして光周書写本を入手したのかについても、確実な所は不明である。それについて論じているものとして、滝谷琢宗氏の『正法眼蔵顕開事考』(鴻盟社、一八九五年十月)があり、以下に該当部分の全文を挙げておく。

『眼蔵』全部の謄写にして、後世に存在する最も古きを

「宋吾本」と為す。右は、大師滅後百三十余年、南北朝の末、康応の頃、本山第八世(玄透禪師)世代を改て第九世とす)宋吾和尚、本山宝庫に秘在する義雲禪師編集の六十巻を謄写して副本に備えられしものなり。然るにこのころより、永享・嘉吉に至る迄の六、七十年、世の中の乱るにつれて、本山復た漸く衰微の傾きあり。周防国龍文寺器之為璠和尚、文安年中、越前武生の龍泉寺へ輪番の因み、本山へ登りて祖塔を礼し、大いに其諸堂の傾頽を悲歎せらる。時に偈あり、云く、「礼永平祖塔、乃祖從嘗戢化權、宗風墜地百余年、兒孫無復英靈漢、誰把鸞膠統断絃(永平の祖塔に礼す、乃祖嘗て化權を戢めて従り、宗風地に墜つること百余年、兒孫復た英靈の漢無く、誰ぞ鸞膠を把つて断絃を続がん、筆者注)」と。是に於て其嗣子大菴須益に命じて、營繕を謀らしむ。依て大菴は、其徒為宗伸心と力を協せ、化を全国に募り、幹旋劬勞して、營繕に従事し、本山の諸堂をして輪奐旧に復せしめたり。時に本山は其功を賞して宋吾書写の『眼蔵』を大菴須益に賜与せりと云ふ。其後大菴、紀州有馬の安樂寺を開創し、宋吾本の『眼蔵』を同寺の重宝と為したり。後又安樂寺の末寺、山城物集女の永正寺へ納まれり。『那一宝』に云く、「熊野安樂寺開山、從吉祥山持来宋吾師書写本、今在城州永正寺(熊野安樂寺開

山、吉祥山従り持ち来れる宋吾師書写の本、今城州永正寺に在り、筆者注」と。これ其証なり。左れば寛政年中迄は、宋吾本正しく永正寺に秘在せるや、明かなり『大成』二十・四八二頁。原文の片仮名を平仮名に、旧字を新字に改め、句読点を補い、引用文・書名にカギカッコを付した。

この記載を整理すると、石屋―竹居(一四四四)―器之(一四六六)―為璠(一四七三)―大庵須益―為宗―金岡という法系の中で、器之が発願し、大庵・為宗の助力による、永平寺復興運動の功績に対する返礼として、宋吾本を大庵に授けた。その宋吾本は、大庵が開いた安楽寺(三重県熊野市)を経て、最終的に永正寺(京都府向日市)に至ることとなった、ということになる。

永正寺本について、直指玄端(？)一七七五『辨註凡例』には、「祖翁校讎スル之古本ハ者、城州永正寺開山某禪師、三百五十年前、從ニ吉祥山一持チ来リ、宗嘉師書写ノ本也」(『大成』十五・七二七頁)とあることから、天桂伝尊(一六四八―一七三六)はを本書を閲覽しており、また『顕開事考』が『正法眼蔵那一室』(『大成』十六・七〇八頁)を引用している通り、父幼老卵(一七二四―一八〇五)も確認したようである。永正寺は慶応四年(一八六八)に火災に遭い、昭和四十二年(一九六七)まで建物は一切無かつたようであるから(『曹洞宗京都府寺院総覧』、京都府曹洞宗青年会、一九九七

年一月、七五頁)、その際に焼失してしまったのであろう。但し、『顕開事考』の文章中、「時に本山は、其功を賞して、宋吾書写の『眼蔵』を大庵須益に賜与せりと云ふ」という記事の典拠が明らかにされていない以上、前掲の『辨註凡例』に似たような記事はあるものの、論述の正確性は判断できない。加えて、器之は直接的には永平寺伽藍の復興等を行つておらず(『永平寺史』四一八頁)、さらに『龍文六代誌』・『龍文考』(共に龍文寺(山口県周南市)蔵)によれば、永平寺の復興の功績が最も大きかったのは為宗であるとされる(『永平寺史』四二二頁)。

為宗が復興運動を行つたのは明応九年(一五〇〇)から文龜三年(一五〇三)で、光周の活動時期と重複する。その頃には永平寺を退院し、靈梅院に隠居していた(『永平寺史』五三二頁)とはいへ、為宗・金岡の活動に対して、光周が自ら写した『正法眼蔵』を与え、それを金岡が再写したと考えた方が自然なのではないか。金岡は永平寺三十二世を自称していたことが確実であり(洞雲寺蔵「金岡用兼頂像」、為宗も永平寺三十一世とされている(『龍文考』)ことから(『永平寺史』四二二頁)、少なくとも金岡は永平寺において、永平寺側が世代数を付与したり、龍文寺に「鎮西吉祥山」の号を付与したりするに値すると考えられるような、何らかの活動を行ったのであろう。そして晁全が善皓書写本を

編入したということは、その頃には光周書写本が永平寺に存在しなかったということを示していると思われ、光周書写本はその際に付与されたとせざるを得ない。

そして器之・大庵らの活動が無かったとすれば、永正寺本の伝来に関する『顕開事考』の説は成り立たなくなる。可能性として、永正寺本は宋吾本であるということは明らかたため、金岡の書写の後、その原本を先師の開山地に奉納したとも推定されるが、もしそうであれば、洞雲寺本の書写原本ということになり、天桂や老卵が光周の識語の存在も指摘するであろう。しかし現在の所、永正寺本やその写しとされる本が確認されていないため、永正寺に宋吾本が江戸末期頃までは存在していたという事実以上のことは不明である。

以上述べてきた、現在確認されている六十巻本について整理すると、宋吾本の系統としては、永本書写本に基づく瑠璃光寺本、光周書写本に基づく洞雲寺本が現存し、また晃全本の底本の善皓書写本、及び永正寺本が存在していたことが知られている。それ以外の伝来を経た写本として、妙昌寺本や、靈雲院本・両足院本及び梵清本の「別輯」所収本が存在する。

その他、近世に書写された六十巻本及びそれに関連する写本を数点挙げておく。まず、単独本として、享保十八年(一七三三)に書写され、特異な宋吾の識語を持つ秀雪書写本

(河村氏蔵、『大成』続輯二所収)、貞享三年(一六八六)に永平寺にて書写された正龍寺本(埼玉県大里郡寄居町、『大成』続輯三所収)等が知られる。また、排列・所収巻は七十巻本であるが、六十巻本所収の巻は六十巻本系の本文となっている耕雲寺本(新潟県村上市、『大成』三所収)、瑠璃光寺本「仏性」巻末に見られる、「建治三年夏安居日書写之寛海」(『大成』五・四八二頁)の識語や、宋吾・長印の識語がある七十五巻本の輪王寺本(栃木県日光市、『正法眼蔵写本の書誌学的研究』参照)等、多くの写本・異本がある。

また、石屋派に関連して、竹居正猷が、その法嗣に相伝史料として、「嗣書」巻及び「梅花嗣書」巻を授けている(全て『大成』四所収)。このような、「三物(師資面授嗣法の際に授受される嗣書・大事・血脈をいう)の外にその嗣法の内容・異義を説いた『正法眼蔵嗣書』が古くより単独に伝写相伝」(『大成』四・例言四・五頁)されている事例としては、次稿で詳述する龍門寺本「嗣書」巻の巻頭(『大成』二・四五三頁)・巻末(同前四六五頁)に見られる識語や、永平寺に所蔵される、「嗣書」巻を相伝史料化した「嗣書切紙」が挙げられる¹⁹⁾。先述の通り、瑠璃光寺本には「春秋」・「嗣書」巻が含まれていないが、この内「嗣書」巻については、石屋派内におけるこのような伝統を踏まえ、室中に秘すべき巻として書写しなかったか、あるいは「嗣書」巻は一卷のみの本

として書写され、別途伝来していった可能性が考えられる。

(3) 二十八卷本（「秘密正法眼蔵」）の諸問題

— 卍山本との関連を中心に —

「秘密正法眼蔵」は、周知の通り、永平寺にのみ所蔵される三冊二十八巻の『正法眼蔵』である。六十巻本と重複する巻がないことから、六十巻本の拾遺編としての位置づけの下で編輯されたものであると考えられる。但し、その排列は無作為なもので、七十五巻本か十二巻本のものとおおよそ一致している列次番号が付されている場合があるものの、「秘密正法眼蔵」そのものの排列とは一切関係がないため、その意図は見いだせない。

中世においては、永平寺十四世建斯（一四一五～一四七五頃）は、文言に若干の異同はあるものの、『建斯記』に「八大人覺」巻の懷契の識語を引用しており（河村孝道『諸本永平開山道元禪師行狀建斯記』、大修館書店、一九七五年四月、七九～八〇頁。以下『対校建斯記』、『建斯記』編纂の際に参照されたと考えられる。近世における発見者は見全で、その時点では特定の名称は無く、「庫蔵のうちの三冊にとじたるうち」（寛嚴書写本、『大成』八・九一七頁）、「三巻にしたる室中本」（可山書写本、『大成』八・二八六頁）のように呼ばれていた。後に永平寺三十九世承天則地（一六五五～一七

四四）が、外箱を新造の上、修補した際に「秘密正法眼蔵」と名付けられた。²⁰⁾

本書の成立時期に関する手がかりとしては、最終巻の「唯仏与仏」巻に「弘安十一年季春晦日、於越州吉田県志比庄吉祥山永平寺知賓寮南軒書写之」（『大成』一・九六七頁）という識語がある。書写時期について『顕開事考』では、本書が粘葉装でないことから弘安十一年の書写でないとし、その上で紙質等から、応永年間（一三九四～一四二九）頃と推定しており（『大成』二十・四八五頁）、河村氏も本説を受けつつ、応永年間にまとめられ、書写されたものではないかとしている（『河村書』四九三～四九四頁）。しかし、成立と書写が同時であるとは限らないので、弘安十一年時点で二十八巻本としての原型が成立していて、それを応永年間頃に再写した可能性もある。特に応永年間においては、梵清本や十二巻本など、多くの『正法眼蔵』が書写されており、また梵清本や「秘密正法眼蔵」のような新たな編輯体系の成立は、總持寺・永光寺（石川県羽咋市）系の教団において主に流通していた七十五巻本と、六十巻本との違いを克服するため、両者を統合することを試みるという動きの中に位置づけることができるであろう。本稿では、このような「秘密正法眼蔵」そのものに関する問題点ではなく、卍山本との関係について若干指摘しておきたい。

卍山本には、七十五卷本・六十卷本の収録巻を並べ替えた八十四巻に、拾遺として五巻が付されている。即ち、「辨道話」・「重雲堂式」・「示庫院文」・「受戒」・「八大人覺」巻の計五巻である。卍山自身の『正法眼蔵』の編輯に関する言説は、基本的には「卍山広録」二十九及び諸本に収録されている序文のみで、それにはこれら五巻をどのような経緯で入手し、収録するに至ったのかは記されていない。

この内、「辨道話」・「重雲堂式」・「示庫院文」²¹の三巻は、それぞれ単写本が存在したり、あるいはその出所が推定できたりするため、確定は難しいものの、取り立てて重大な問題ではない。しかし、「受戒」・「八大人覺」巻については、十二巻本及び「秘密正法眼蔵」のみに収録されているものであり、かつ卍山本が完成した貞享元年(一六八四)時点では両者ともに発見されていないため、これらの巻が卍山の所に到るまでの伝来が問題となる。

現時点では、これらの伝来については確証を得ていない。しかし、もし卍山が十二巻本や「秘密正法眼蔵」を知っていたとすれば、当然その全巻が卍山本に収録されているはずであるので、卍山が「集諸方古本」(『卍山広録』第四序、『曹洞宗全書』語録二・五七五頁、『大成』二十一・六〇四頁)した中の、単独で伝来していた両巻を収録したと考えざるを得ないのである。この内「受戒」巻は、清規・室中の内容

を持つことから、実際の法式を営む上で必要であったということ、あるいは先述した「嗣書」巻のように、伝法の証の一つとして単独で書写されることがあったと推定され、十二巻本の他の巻とは少し異なった位置づけの上で捉える事ができる。そして「八大人覺」巻については、単独で伝来してきた本があるとすれば、「秘密正法眼蔵」に見られる懷奘の識語の一節の意味が、中世においてどの様に理解されてきたかについて、方向性を示すことが出来ると考える。

つまり、「若奉慈慕先師之人、必書此十二卷而可護持之」(『大成』一・九四九頁)という語の理解について、様々な見解が示されてきた。つまり、「第十二巻」の『八大人覺』の巻を指すのか、十二巻本全体を指すのかで意見が分かれる(伊藤秀憲『道元禅研究』、大蔵出版、一九九八年十二月、三〇四頁)ということである。そして、懷奘の識語そのものが知られていたかどうかは別として、「八大人覺」巻が単独で伝来していたということは、「受戒」巻・「嗣書」巻のように、中世において「八大人覺」巻を単独で書写する伝統もまたあったのではないかと推定されるためである。そしてそれが理念的なものではなく、実践されていたために、このような形で卍山の手に至ったのではないであろうか。

前掲の『建誓記』には、「八大人覺」巻について、昔シ老僧達ハ、此卷ヲ拝見セラル、時ハ、感涙ヲモヨヲ

サレ、住持モ是ヲ談ゼレラル、時ハ、声ヲアゲテ啼キ給
ウ。此卷ヲ捧テ云ク、是コソ開山和尚ノ御遺言ヨ、此旨
ヲマボラバ、宗風永扇、門派流通、退転スベカラズト云
（瑞長本、『対校建擿記』八〇〜八一頁、濁点筆者）。

とあり、「八大人覺」卷の教えを護持すれば、宗門は退転す
ることはないとされている。この記載から、「八大人覺」卷
が単独で書写されていたとすれば、その理由も読み取る事が
できるであろう。

十二卷本全体が永光寺にのみ所蔵され、「一百八法明門」
卷はついに近代に至るまで知られないままであったのとは対
照的に、「受戒」・「八大人覺」卷が単独で伝写されたのには、
それ相応の理由があつたと考えられる。但し、中世において
単独で伝来した「受戒」・「八大人覺」卷の現物を筆者は確認
していないので、その搜索は今後の課題となる。

※本稿における引用文については、旧字は新字に改め、適宜
句読点を補った。

注

(1) 万仞道坦（二六九八〜一七七五）『正法眼藏品例』（『大成』
二十二・三八一頁）。

(2) なお、本稿では主題としない、近世に成立した『正法眼蔵』

中世における『正法眼蔵』の書写・伝播に関する諸問題（一）（秋津）

の編輯体系の内、見全本については、拙稿「版梶見全の活動と
見全本『正法眼蔵』」（『傘松』第八九一号、二〇一七年十二月）
及び同稿中参考文献を、本山版については、拙稿「本山版『正
法眼蔵』の対校本について」（『曹洞宗総合研究センター学術大
会紀要』第十五回、二〇一四年七月）・「本山版『正法眼蔵』対
校本一覽（三）」（『曹洞宗研究員研究紀要』第四十七号、二〇
一七年三月）をそれぞれ参照されたい。

(3) 角田泰隆『道元禪師の思想的研究』（春秋社、二〇一五年二
月、七八〜九三頁）。

(4) 拙稿「『正法眼蔵』編輯論」再考―六十卷本『正法眼蔵』の
位置づけについて―（角田泰隆編著『道元禪師研究における
諸問題―近代の宗学論争を中心として―』所収、春秋社、二〇
一七年二月）。

(5) 日向説は中条暁秀『日蓮宗上代教学の研究―金網集の研究
―』（平楽寺書店、一九九六年十一月、一六七頁）に、日進説
は木村清孝「『有禪抄』断簡（『法華問答正義抄』所引）の思想
的特徴―とくに『秘密正法眼蔵』第一「仏向上事」・第二「生
死」との関連をめぐって―」（『印度学仏教学研究』第六十五卷
第一号、二〇一六年十二月、九八頁）及び本稿注（7）池田令
道氏論文に依る。

(6) 前注木村氏論文参照。

(7) 但し、『溪嵐拾葉集』で「仏法坊」が朝廷に示したとされる

『護国正法義』については、池田令道氏が「身延文庫蔵行学院日朝『血脈十九通』の考察」(『興風』第二十四号、二〇一二年十二月)において、日朝(一四二二～一五〇〇)『血脈十九通』における禅宗批判の項目に『護国正法義』が引用されていること、また『護国正法義』と『金綱集』「禅見聞」に部分的に類似する文があることを指摘している(三六九～三八二頁)。本論文の存在は、石井修道氏及び西澤まゆみ氏よりご教示頂いた。本稿ではその内容の詳細については論じないが、今後道元禅師の思想と関連して、『護国正法義』の上奏を伝記事項として採用すべきか、再度検討が行われるべき問題である。

(8) 古瀬珠水「『金綱集』「禅見聞」における二、三の考察―作成年代と禅の分類について―」(『仙石山仏教学論集』第七号、二〇一四年二月、三頁)。

(9) 霊雲院本の書名については、椎名宏雄氏が両足院本の解題「両足院所蔵の『正法眼蔵』」において、栄能の識語が霊雲院本・両足院本共に見られることを踏まえて、「従来は霊雲院蔵本を「栄能書写本」や「多福庵旧蔵本」などと呼称していたものは、正しくは「霊雲院所蔵本」または「霊雲院蔵本」と改めるべきであろう」(九三二頁)と指摘しており、本稿ではこの説に従った。

(10) 晃全本における善晤・長印の識語の意義及び一覧については、拙稿「晃全本『正法眼蔵』の本文編輯について」(曹洞宗

総合研究センター学術大会紀要』第十六回、二〇一五年十月)、『普勧坐禅儀』の訓読の歴史について(一)』(駒澤大学大学院仏教学研究会年報』第四十七号、二〇一五年五月)参照。

(11) 田島毓堂『正法眼蔵の国語学的研究』資料編(笠間書院、一九七八年七月)に「某家蔵」として写真が掲載されており(七〇五頁)、また識語が翻刻されている(七一〇頁注22)。その内容は「衆寮清規」・『対大己五夏闍梨法』であり、その識語に「林鐘一日 十一日 廿一日 塔中諷経前二可読」とあるため、「三替」はこれに関連する意味であろう。ちなみに所蔵者については、『永平正法眼蔵宛書大成』月報二十五(大修館書店、一九八二年八月)には「穂久邇文庫蔵」(八頁)とあり、異説があるが、現在どちらが正しいのかは確認できていない。

(12) 楞嚴寺(新潟県上越市)蔵。「宗宝調査委員会調査目録及び解題」三四(『曹洞宗報』第五八五号、一九八四年六月)において初めて紹介され、解題は「曹洞宗文化財調査目録及び七 北信越管区編(曹洞宗宗務庁、二〇〇六年三月、八九〇頁)に再録された。また、『永平寺史料全書』禅籍編二(大本山永平寺、二〇〇三年十二月)に巻末写真が掲載されている(四八四頁)。「三替清規」・楞嚴寺本の存在が確認されたことで、『永平清規』のうち、中世の古写本が確認されていないのは『赴粥飯法』・『辦道法』となる。加えて、これらの存在によって、寛文本『永平元禅師清規』において、『対大己五夏闍梨法』

が『衆寮清規』の附録として扱われている理由も、前注(11)で挙げた識語のように、中世においてこれらを読誦する伝統があり、それに対応する形で書写されてきたということと説明がつくであろう。また、寛文本『永平清規』の排列について、池田利夫氏は「道元禪師自筆『対大己法』断簡及び新出—原本の書誌的全容はぼ判明—」(『曹洞宗報』第七〇四号、一九九四年五月)において、鶴見大学図書館に所蔵される道元禪師真筆『対大己五夏閣梨法』ののりしる部分に「第二」(『道元禪師真蹟集』、大本山永平寺、一九九九年四月、一六九頁)という記載が見えることについて、

本来の成立編次である第二編を示す表示と考えることもできるが、一方、二つ折料紙の第二紙であることを示したとも考えられる。それは『対大己法』の前年に成立した自筆本『諸法実相』断簡の諸例に拠っても想定されるが、ただ丁数に「第」を冠するのが珍しいのと、書かれている位置が高い点に疑問が残る(八四頁)

と述べている。池田利夫氏の推定によれば、ここで取り上げている断簡は第二紙末に相当し(同前八三頁)、「諸法実相」巻や「行持」下巻(広福寺(熊本県玉名市)蔵)等に見られるのりしる部分の「第二十七」(「行持」下巻、大久保道舟編『増補道元禪師真筆集成』、臨川書店、一九八九年十月、五三頁)等の表記は明らかに紙数を示していることから見ると、後者の方が

中世における『正法眼蔵』の書写・伝播に関する諸問題(一)(秋津)

有力であるようにも思われるものの、同様の表記を残す他の『対大己法』の断簡の発見がなければ確定できないであろう。また、列次番号を指しているとすれば、道元禪師は、ある時点で自身の著した清規をまとめた際に、その排列の基準として撰述年時順を採用した可能性が高まるため、道元禪師の著作の整理方法の事例として注目すべきものがある。ちなみに、「行持」下巻について、この紙数表記から、本来は上下巻の一揃いであったことが分かる。

(13)『永平略録』の書誌については、各種参考文献を含めて、拙稿「『永平元禪師語録』の諸本と異本について—延文本・正保本を中心として—」(『駒澤大学大学院仏教学研究會年報』第五十号、二〇一七年五月)を参照されたい。拙稿においては、『永平略録』の解題にある書誌事項の訂正や、全国各地に所蔵される延文本とされる諸本について、それらが二系統のどちらに分類できるかについて一斉調査を行った。また、正保五年(一六四八)林甚右衛門刊本の異本が石川武美記念図書館成實堂文庫に所蔵されていることが確認されたため、史料紹介を行った。これに補足しておくが、成實堂文庫本と同一本と目される本を、龍穩寺(京都府南丹市)において確認した。加えて、国立公文書館に所蔵される延文本『義雲語録』の写本が、近年「国立公文書館デジタルアーカイブ」で閲覧出来るようになった。

- (14) 田島柏堂「日向長善寺版の『碧巖集』について」(『印度学仏教学研究』第五卷第一号、一九五七年一月)、「能登総持寺版『碧巖集』の研究」(『愛知学院大学論叢禅学研究』第一号、一九五九年七月)、「日向長善寺版の『聚分韻略』について」(『印度学仏教学研究』第六卷第一号、一九五八年三月)等参照。
- (15) 橋本隆哉氏は「龍文六代誌」および「龍文考」に現はれたる同寺五世為宗和尚の永平寺復興について(『宗学研究』第十八号、一九七六年三月)において、『龍文六代誌』・『龍文考』を「徳川時代初期」(五九頁)の写本としているが、龍文寺に現存する本は「明治四十三年(一九一〇)一月の紙」に書写されたものようであり(『文化財調査目録及び解題』二七七『曹洞宗報』第八七号、二〇〇八年四月、一八二頁)、橋本氏の参照本と現存本は別物である可能性がある。
- (16) 前注橋本隆哉氏論文六一頁。
- (17) 「文化財調査目録及び解題」二七七・一八一、一八六頁。
- (18) 橋本隆哉氏は「龍文五世為宗和尚のこと」(『傘松』第三九〇号、一九七六年三月)において、『顕開事考』の説について、「これは滝谷禪師の想像説であって、実際は、五世為宗和尚が眼蔵写本を貰い、安楽寺を建立、師の大庵和尚を勧請して(文安五年開創という)安楽寺の開山とされたのではないであろうか」(六〇頁)と述べている。
- (19) 「正法眼蔵嗣書・縁忠宗之抄(建綱本)」(『禅籍編』一No.19)、「道元和尚嗣書切紙(高国英峻切紙)」(同前No.20)、「道元和尚嗣書切紙(光紹智堂切紙)」(同前No.21)。
- (20) 「秘密正法眼蔵」の影印が収録されている『大成』一の例言には、「秘密正法眼蔵」の題号は、享保八年、永平寺三十八世・承天則地が本書を修補した際に秘持密持して後代に伝うべき意図より按題されたものである」とあり、その典拠として『顕開事考』が指示されている(八頁)。この内、前半部の承天則地が題号を付したということについては『顕開事考』に記載がある(『大成』二十・四八四頁)が、後半の「秘密正法眼蔵」の題号の意図については該当部分が確認できない。
- (21) 「示庫院文」巻は『建擲記』から収録したものと思われる、これら諸本を見るに、本文は瑞長本に近いようである(『対校建擲記』五五〜六〇頁)。瑞長本は漢文化されているため、それ以前の写本を閲覧したのであるろう。しかし、なぜ「示庫院文」巻を「正法眼蔵」として編入したのかという点については、これが仮名で著されていたということ以上は不明である。

【表】主要『正法眼蔵』諸本巻目列次表

25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
溪声山色	画餅	都機	全機	授記	有時	古鏡	観音	行持(下)	行持(上)	光明	空華	海印三昧	法華転法華	坐禅儀	大悟	古仏心	三時業(六十巻本系)	一顆明珠	行仏威儀	即心是仏	身心学道	仏性(六十巻本系)	摩訶般若波羅蜜	現成公案	六十巻本 (洞雲寺本)
溪声山色	画餅	都機	全機	授記	有時	古鏡	観音	行持(上下)	行持(上下)	光明	空華	海印三昧	坐禅儀	坐禅儀	大悟	古仏心	心不可得	一顆明珠	行仏威儀	即心是仏	身心学道	仏性	摩訶般若波羅蜜	現成公案	七十五巻本 (乾坤院本)
														一百八法明門	四禪比丘	四馬	三時業	深信因果	婦依仏法僧宝	供養諸仏	發菩提心	袈裟功德	受戒	出家功德	十二巻本 (永光寺本)
仏経	出家	四禪比丘	仏祖	受戒	八大人覚	嗣書	大修行	自証三昧	転法輪	密語	山水経	伝衣	仏教	三十七品菩提分法	三昧王三昧	仏道	礼拝得髓(別本)	仏道(別本、道心)	諸法実相	深信因果	心不可得	心不可得(別本)	生死	仏向上事(別本)	二十八巻本 (秘密正法眼蔵)
													八大人覚	四禪比丘	深信因果	心不可得(別本)	心不可得	深信因果	深信因果	深信因果	心不可得	受戒		二十八巻本 (別次番号順)	
溪声山色	画餅	都機	全機	授記	有時	古鏡	観音	行持(下)	行持(上)	光明	空華	海印三昧	法華転法華	坐禅儀	大悟	古仏心	三時業(六十巻本系)	一顆明珠	行仏威儀	即心是仏	身心学道	仏性(六十巻本系※)	摩訶般若波羅蜜	現成公案	八十二巻本 (瑠璃光寺本)
溪声山色	画餅	都機	全機	授記	有時	古鏡	観音	行持(上下)	行持(上下)	光明	空華	海印三昧	坐禅儀	坐禅儀	大悟	古仏心	心不可得	一顆明珠	行仏威儀	即心是仏	身心学道	仏性	摩訶般若波羅蜜	現成公案	八十三巻本 (洞松寺本)
溪声山色	画餅	都機	全機	授記	有時	古鏡	観音	行持(上下)	行持(上下)	光明	空華	海印三昧	坐禅儀	坐禅儀	大悟	古仏心	心不可得	一顆明珠	行仏威儀	即心是仏	身心学道	仏性	摩訶般若波羅蜜	現成公案	梵清本 (丹嶺書写本)

中世における『正法眼蔵』の書写・伝播に関する諸問題(一)(秋津)

